

松江市交通局広告の掲載及び放送基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松江市交通局（以下「交通局」という。）における広告の掲載及び放送についての基準を定める。

(対象)

第2条 この基準において、対象となる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1)印刷物
- (2)乗合事業用車両の車体及び車内
- (3)乗合事業の車内放送
- (4)停留所等の構築物等
- (5)交通局ホームページ

(広告の基本原則)

第3条 広告について、松江市屋外広告物条例（平成20年松江市条例第50号）を遵守し、広告主の事業の適正化並びに消費者の保護及び地域社会、地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図るため、次の基本原則を定める。

- (1)公正で真実であること。
- (2)広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3)児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4)品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5)関係法規と社会秩序を守るものであること。

(広告の制限)

第4条 広告については、前条に定める基本原則に基づき、次に掲げるものは掲載又は放送しない。

- (1)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3)政治性又は宗教性のあるもの
 - (4)社会問題についての主義主張
 - (5)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (6)個人又は法人の名刺広告
 - (7)美観風致を害するおそれのあるもの
 - (8)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (9)その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると交通局長が認めるもの
- 2 交通局ホームページにおける広告については、前項の規定による制限に加え、別途交通局長が定める「松江市交通局ホームページ広告掲載基準」に沿ったものでなければ掲載しない。
- 3 前項に定めるもの以外の広告については、第1項の規定による制限に加え、別途交通局長が定める「松江市交通局ラッピングバス広告等掲載基準」に沿ったものでなければ掲載できない。

(広告の料金等)

第5条 広告の種類、掲出期間、料金等は、別表に定める。

2 前項に掲げるもののほか、交通局長が特に必要と認める場合においては、広告の料金を減額あるいは免除することができる。

(広告の承認等)

第6条 広告依頼主は、交通局と広告について契約を締結している事業者（以下「広告代理事業者」という。）を通して、広告の内容を交通局に提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の審査は、次に掲げるものを構成員とする広告審査会において行う。

(1)総務課長

(2)総務課長補佐

(3)総務課総務係長

(4)松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課長

(5)その他交通局長が特に必要と認めたもの

3 交通局長は、前項の審査結果に基づき、適当と認めるものについて承認するものとする。

4 広告の掲載及び放送の不承認の通知については、広告代理事業者が誠意をもって広告依頼主に通知するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、交通局長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。